

特記補足仕様書																																																																																													
1章 一般共通事項																																																																																													
補5節 施工																																																																																													
補1.5.1 総合図等	<p>(a) 総合図は、施工者が建築、設備、その他関連する工事の概要を把握し、施工図の作成の適正化と効率化のために、一つの図面に建築、電気設備、機械設備その他関連する器具、機械類、アウトレット類を網羅し記入することにより、工事の全体概要と相互関係を把握し、各工事相互の調整、整合を図り、工事の円滑な進行に資することを目的として作成する。作成する図面の種類と範囲及び縮尺は特記による。</p> <p>(b) 総合図は、建物用途や機能等により、更に詳細な内容や詳細な寸法が必要な場合は、総合施工図として作成する。</p> <p>(c) 総合施工図(以下総合施工図は総合図を含め総合図等という。)の作成は総合図の作成に準拠し、作成の適用及び作成する図面の種類と範囲ならびに縮尺等は特記による。</p> <p>(d) 総合図等の作成は、次による他、総合図等の作成例ならびに記入する機器類等の詳細は、監理者との協議による。</p> <p>(1) 総合図等作成の主体 総合図等は、建築工事施工者が総合図等作成の元図を作成し、各関連工事施工者がこれに記入して作成する。</p> <p>(2) 総合図等の指示と調整 総合図等の作成は、監理者の指示により、各施工者間で調整する。設計図書の不整合、設計変更が発生した場合は、監理者が調整を行う。</p> <p>(3) 総合図等作成の手順と方法 (イ) 作成手順 工事の工程における総合図等の作成は、工事別施工図の作成開始前に完成する。</p> <p>(ロ) 作成要領 基本的に総合図等は、全体の把握が目的であるので、表現は必要最小限としわかり易いことを旨とする。</p> <p>(4) 総合図等に記入する機器類等 総合図等には、各工事に含まれる機器、器具類、アウトレット類を原則として全て、元図となる平面図、展開図、天井伏図等に記入する。別途発注になる家具、機器類も記入する。</p> <p>(5) 開口確認会議の実施 ① 建築工事施工者は、施工図を作成するにあたり、建築・設備その他設計図書に分散して盛り込まれている器具やダクト、配管類の躯体開口情報を一元化し、意匠伝達者・監理者と調整及び確認する。 ② 実施時期は総合図のチェック・調整を行う時期とするが、施工図作成等現場業務に影響を与えないよう注意する。具体的な開催時期は監理者と協議を行い決定する。</p> <p>(6) 総合図の確認と承認 (2)による調整の完了した総合図等に対する監理者による承認の必要性の有無は、特記による。特記がなければ、監理者の調整完了の確認により、各工事別施工図の作成に活用する。確認の場合の手順等に関しては、監理者と協議の上、決定する。</p>																																																																																												
補1.7.1 工事完成図等	<p>CAD図面データに関する規定は、下記による他、事前に監理者と打合せを行い、その内容を確認する。</p> <p>(1) CADソフトはAutoCADを標準とし、データ形式は、AutoCADの標準フォーマットであるDWG形式とする。(AutoCADは米国オートデスク社の登録商標)DWG形式への対応ができない場合に限り、DXF形式を認める。</p> <p>(2) ファイル名、レイヤ名、線種、文字スタイル、ペン種別等に関しては、監理者との協議による。</p>																																																																																												
補1.7.2 竣工データファイル	<p>ディスク(記録媒体)による竣工データファイルの作成に関しては、次による他、事前に監理者と協議を行い、その内容を確認する。※ディスク(記録媒体)：DVD-R(Windowsフォーマット4.7GB以上)</p> <p>(1) 竣工引渡し書類中のディスク化対象書類 (イ) 竣工引渡し書類 (ロ) 竣工図 設計図及び各種計算書の引渡し時の状態を表現したものとする。 ※具体的な対象図面・書類名称については、「特記仕様書7. 完成時の提出書類」による。</p> <p>(2) 竣工図 構造躯体図その他、総合図を含む建物維持管理に必要な施工図 (イ) 竣工引渡し書類 ① 維持管理に必要な図書 ② 工事契約上の書類 ③ 官公署関連の許可・認可等の書類</p> <p>(3) 竣工写真 竣工写真アルバムと同じカットを収録する。</p> <p>(4) デスク作成仕様 ディスク化を行う対象の資料は、スキャナーから読み込んだデジタル化を行う。 (イ) (1)・(2)～(4)のデジタル化仕様(下記①、②を収録する) ① TIFFファイル形式 データ形式：TIFF(インテルアーキテクチャを標準とする)V5.0以上、1ファイル1画像 解像度：400dpi(A3を超えるものは200dpi) 色彩：モノクロ ※カラーの場合はフルカラー サイズ：原稿原寸 データ圧縮形式：LZW ② PDFファイル形式 上記①の仕様にてスキャナーから読み込んだTIFFファイルを一つのPDFファイルに交換し同CD-ROMに格納する。TIFF形式データにおけるフォルダ、ファイルの階層構造を同様設定しPDFファイルの“しおり”に置き換える。建物規模が大きく図面の数が多い場合は、監理者と打ち合わせの上、建築・電気・給排水・空調・その他工事のようにカテゴリ毎にそれぞれ一つのPDFファイルとして格納する。</p> <p>(5) 竣工写真のデジタル化仕様 データ形式：TIFF(インテルアーキテクチャーを標準とする)V5.0以上、1ファイル1画像 色彩：フルカラー サイズ：原稿原寸 データ圧縮形式：G4MNR (6) ディスクには各種ビュワーソフトの格納は行わない。</p>																																																																																												
補1.7.5 施工者による自主的な品質管理	<p>(a) 請負者は、施工品質の自主的管理を実施するために自主施工管理者を選任した施工管理体制を組織し、自主施工管理者による指導及び監理を実施し、品質管理を徹底する。</p> <p>(b) 自主施工管理者が、その者の責任において実施する指導及び監理者の重点管理項目は、次に掲げる時期及び事項を標準とする。</p> <p>(1) 品質管理の時期 (イ) 品質保証活動の方針決定段階 施工者は、工事着手時に監理者が設計説明会において、建築主の基本的要求品質や設計者の設計意図及び監理者による工事監理方針等、設計で意図した要求品質を確保するための方針を受けて、工事目的物を要求性能通りに完成させるために、工事運営計画書を作成する。工事運営計画書は、施工運営方針、基本施工計画、基本施工管理計画により、施工者側の心構え、施工のやり方、品質管理のルールの原則を明確にする。</p> <p>(ロ) 合意品質のつくり込みの段階 自主施工管理者と施工者は、設計品質を具体的に品質の目標を定めた合意品質としてつくり込むために、総合的な各工事間の調整を行い、施工図、施工計画書、施工品質管理計画書に反映させる。施工品質管理計画書に反映させる品質管理の内容は、次の事項を標準とする。</p> <p>① 品質管理の方針 ② 施工中の品質管理 管理項目、管理水準(標準)、管理分組、管理方法、管理限界を外れた場合の処置 ③ 施工完了時の検査 検査項目、検査方法、検査体制</p> <p>(ハ) 品質保証活動の確認の段階 施工者は、「合意品質のつくり込み」で具体的に計画した活動を実施し、その結果が目標レベルでの許容範囲内に入っているかどうか確認するため工事中随時及び工事完成時に性能、機能検査を含めた品質検査を行い、記録、報告する。</p> <p>(2) 品質管理の対象事項 (イ) 品質管理を実施する事項は、建築工事監理指針(国土交通省大臣官庁官庁官務総務監修令和元年版)による各章の基本要求品質及び、施工計画書記載事項のうち品質計画に関する事項とする。各章の項目に表示されている項目は補表1.7.1による。</p>																																																																																												
補1.7.7.1 建築工事監理指針による基本品質及び施工計画書記載する品質計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th>章</th> <th>工事項目</th> <th>基本品質</th> <th>施工計画書記載する品質計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>土工事</td> <td>3.1.2</td> <td>3.1.1(3)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>地業工事</td> <td>4.1.2</td> <td>4.3.1(3)既製コンクリート杭地業</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>鉄筋工事</td> <td>5.1.2</td> <td>5.1.1(3)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>コンクリート工事</td> <td>6.1.2</td> <td>6.1.1(3)</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>鉄骨工事</td> <td>7.1.2</td> <td>7.1.9(5)</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>コンクリートブロックALC等・押出成形セメント板工事</td> <td>8.1.2</td> <td>8.2.1(3)補強コンクリートブロック造 8.3.1(3)コンクリートブロック積壁及び塀 8.4.1(5)ALC等 8.5.1(3)押出成形セメント板(EOP)</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>防水工事</td> <td>9.1.2</td> <td>9.2.1(3)(イ)アクリル防水 9.3.1(3)(イ)改質アクリル防水 9.4.1(3)合成高分子系・フッ素樹脂防水 9.5.1(3)(イ)塗膜防水 9.6.1(3)(イ)ケイ酸系塗布防水 9.7.1(3)シート・リック</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>石工事</td> <td>10.1.2</td> <td>10.1.1(4)</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>タイル工事</td> <td>11.1.2</td> <td>11.2.1(2)セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り 11.3.1(3)接着剤による陶磁器質タイル張り 11.4.1(2)陶磁器質タイル型枠先付け</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>木工事</td> <td>12.1.2</td> <td>12.1.1(3)</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>屋根及びびとい工事</td> <td>13.1.2</td> <td>13.2.1(3)長尺金属板葺 13.3.1(3)折板葺 13.4.1(3)粘土瓦葺 13.5.1(2)とい</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>金属工事</td> <td>14.1.2</td> <td>14.4.1(3)軽量鉄骨天井下地 14.5.1(3)軽量鉄骨壁下地 14.6.1(3)金属成形板張り 14.7.1(3)アルミ樹脂複合板</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>左官工事</td> <td>15.1.2</td> <td>15.3.1(3)モルタル塗り 15.5.1(3)セメント・珪砂・材塗り 15.6.1(3)仕上塗料仕上げ 15.8.1(3)せつこうアクリル塗り</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>建具工事</td> <td>16.1.2</td> <td>16.1.1(3)</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>カーテンウォール工事</td> <td>17.1.2</td> <td>17.1.2(1)～(3)</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>塗装工事</td> <td>18.1.2</td> <td>18.1.1(3)</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>内装工事</td> <td>19.1.2</td> <td>19.2.1(3)ビニール床シート、ビニール床タイル及びゴム床タイル張り 19.3.1(3)カーペット敷き 19.4.1(3)合成樹脂塗料床 19.5.1(3)フローリング張り 19.6.1(3)畳敷き 19.7.1(3)せつこうアクリル、その他アクリル及び合板張り 19.8.1(3)壁紙張り 19.9.2(3)断熱・防露</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>ユニット及びその他の工事</td> <td>20.1.2</td> <td>20.3.1(4)リキストコンクリート工事 14.8.1(3)手すり及びブロッコ</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>排水工事</td> <td>21.1.2</td> <td>21.1.1(6)</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>舗装工事</td> <td>22.1.2</td> <td>22.1.1(4)</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>屋根及び屋上化工事</td> <td>23.1.2</td> <td>23.1.1(3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 基本品質品質欄の番号は、令和2年版「共住」の項目番号を示し、施工計画書記載する品質計画欄の番号は、「建築工事監理指針(国土交通省大臣官庁官庁官務総務監修令和元年版)の項目番号を示す。</p> <p>(c) 自主施工管理者の実施する重点管理項目は、(b)による事項について、施工者は監理者との協議により、当該工事の品質管理上必要な事項を重点管理項目に選定して、運用する。</p>			章	工事項目	基本品質	施工計画書記載する品質計画	3	土工事	3.1.2	3.1.1(3)	4	地業工事	4.1.2	4.3.1(3)既製コンクリート杭地業	5	鉄筋工事	5.1.2	5.1.1(3)	6	コンクリート工事	6.1.2	6.1.1(3)	7	鉄骨工事	7.1.2	7.1.9(5)	8	コンクリートブロックALC等・押出成形セメント板工事	8.1.2	8.2.1(3)補強コンクリートブロック造 8.3.1(3)コンクリートブロック積壁及び塀 8.4.1(5)ALC等 8.5.1(3)押出成形セメント板(EOP)	9	防水工事	9.1.2	9.2.1(3)(イ)アクリル防水 9.3.1(3)(イ)改質アクリル防水 9.4.1(3)合成高分子系・フッ素樹脂防水 9.5.1(3)(イ)塗膜防水 9.6.1(3)(イ)ケイ酸系塗布防水 9.7.1(3)シート・リック	10	石工事	10.1.2	10.1.1(4)	11	タイル工事	11.1.2	11.2.1(2)セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り 11.3.1(3)接着剤による陶磁器質タイル張り 11.4.1(2)陶磁器質タイル型枠先付け	12	木工事	12.1.2	12.1.1(3)	13	屋根及びびとい工事	13.1.2	13.2.1(3)長尺金属板葺 13.3.1(3)折板葺 13.4.1(3)粘土瓦葺 13.5.1(2)とい	14	金属工事	14.1.2	14.4.1(3)軽量鉄骨天井下地 14.5.1(3)軽量鉄骨壁下地 14.6.1(3)金属成形板張り 14.7.1(3)アルミ樹脂複合板	15	左官工事	15.1.2	15.3.1(3)モルタル塗り 15.5.1(3)セメント・珪砂・材塗り 15.6.1(3)仕上塗料仕上げ 15.8.1(3)せつこうアクリル塗り	16	建具工事	16.1.2	16.1.1(3)	17	カーテンウォール工事	17.1.2	17.1.2(1)～(3)	18	塗装工事	18.1.2	18.1.1(3)	19	内装工事	19.1.2	19.2.1(3)ビニール床シート、ビニール床タイル及びゴム床タイル張り 19.3.1(3)カーペット敷き 19.4.1(3)合成樹脂塗料床 19.5.1(3)フローリング張り 19.6.1(3)畳敷き 19.7.1(3)せつこうアクリル、その他アクリル及び合板張り 19.8.1(3)壁紙張り 19.9.2(3)断熱・防露	20	ユニット及びその他の工事	20.1.2	20.3.1(4)リキストコンクリート工事 14.8.1(3)手すり及びブロッコ	21	排水工事	21.1.2	21.1.1(6)	22	舗装工事	22.1.2	22.1.1(4)	23	屋根及び屋上化工事	23.1.2	23.1.1(3)		
章	工事項目	基本品質	施工計画書記載する品質計画																																																																																										
3	土工事	3.1.2	3.1.1(3)																																																																																										
4	地業工事	4.1.2	4.3.1(3)既製コンクリート杭地業																																																																																										
5	鉄筋工事	5.1.2	5.1.1(3)																																																																																										
6	コンクリート工事	6.1.2	6.1.1(3)																																																																																										
7	鉄骨工事	7.1.2	7.1.9(5)																																																																																										
8	コンクリートブロックALC等・押出成形セメント板工事	8.1.2	8.2.1(3)補強コンクリートブロック造 8.3.1(3)コンクリートブロック積壁及び塀 8.4.1(5)ALC等 8.5.1(3)押出成形セメント板(EOP)																																																																																										
9	防水工事	9.1.2	9.2.1(3)(イ)アクリル防水 9.3.1(3)(イ)改質アクリル防水 9.4.1(3)合成高分子系・フッ素樹脂防水 9.5.1(3)(イ)塗膜防水 9.6.1(3)(イ)ケイ酸系塗布防水 9.7.1(3)シート・リック																																																																																										
10	石工事	10.1.2	10.1.1(4)																																																																																										
11	タイル工事	11.1.2	11.2.1(2)セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り 11.3.1(3)接着剤による陶磁器質タイル張り 11.4.1(2)陶磁器質タイル型枠先付け																																																																																										
12	木工事	12.1.2	12.1.1(3)																																																																																										
13	屋根及びびとい工事	13.1.2	13.2.1(3)長尺金属板葺 13.3.1(3)折板葺 13.4.1(3)粘土瓦葺 13.5.1(2)とい																																																																																										
14	金属工事	14.1.2	14.4.1(3)軽量鉄骨天井下地 14.5.1(3)軽量鉄骨壁下地 14.6.1(3)金属成形板張り 14.7.1(3)アルミ樹脂複合板																																																																																										
15	左官工事	15.1.2	15.3.1(3)モルタル塗り 15.5.1(3)セメント・珪砂・材塗り 15.6.1(3)仕上塗料仕上げ 15.8.1(3)せつこうアクリル塗り																																																																																										
16	建具工事	16.1.2	16.1.1(3)																																																																																										
17	カーテンウォール工事	17.1.2	17.1.2(1)～(3)																																																																																										
18	塗装工事	18.1.2	18.1.1(3)																																																																																										
19	内装工事	19.1.2	19.2.1(3)ビニール床シート、ビニール床タイル及びゴム床タイル張り 19.3.1(3)カーペット敷き 19.4.1(3)合成樹脂塗料床 19.5.1(3)フローリング張り 19.6.1(3)畳敷き 19.7.1(3)せつこうアクリル、その他アクリル及び合板張り 19.8.1(3)壁紙張り 19.9.2(3)断熱・防露																																																																																										
20	ユニット及びその他の工事	20.1.2	20.3.1(4)リキストコンクリート工事 14.8.1(3)手すり及びブロッコ																																																																																										
21	排水工事	21.1.2	21.1.1(6)																																																																																										
22	舗装工事	22.1.2	22.1.1(4)																																																																																										
23	屋根及び屋上化工事	23.1.2	23.1.1(3)																																																																																										
補8節 性能試験	<p>(a) 材料や施工の品質及び性能の確認のために実施する性能試験は次により、その適用は、特記による。</p> <p>(b) 試験の項目 (1) 防水工事 漏水試験(防水一般) 塗膜厚試験(塗膜防水) 漏水試験(金属シート防水) 真空試験(金属シート防水) 圧縮強さ試験 接着力試験 吸水率及びひび割れ試験 含水率試験 とい清水試験 耐風圧性能試験 気密性能試験 水密性能試験 遮音性能試験 断熱性能試験 耐震性能試験 ユニットの耐風圧性能試験 ユニットの層間変位追従性能試験 ユニットの水密性能試験</p> <p>(2) 石工事 (3) タイル工事 (4) 木工事 (5) 屋根及びびとい工事 (6) 建具工事</p> <p>(7) カーテンウォール工事 (8) 塗装工事 (9) 内装工事</p> <p>(c) 試験の工程 (1) 防水工事 (イ) 屋外(屋根等)漏水試験は、原則として3日間水張り試験とし、水張り深さは水上で10cm以上とする。但し、荷重条件等により水張り試験が困難な場合には、監理者と協議の上、放水試験に替えることができる。 (ロ) 屋内(浴室、厨房等)漏水試験は、原則として24時間水張り試験とする。 (ハ) 外壁防水層の厚さの試験は、製造所管理者の報告による。 (ニ) 金属シート防水の試験の種類は次による。 ① 真空試験：各継手交点を行う。 ② 漏水試験：防水工事に依る。 (2) 石工事 試験は、JIS A5003(石材)の規定により、種別は次による。 ① 吸水率試験 ② 圧縮強さ試験 (3) タイル工事 吸水率及びひび割れ試験：寸法及び形状がJIS A5209(セラミックタイル)の規格にないものは、吸水率及びひび割れ試験(オートクレーブ試験器)を行う。吸水率は3%以下、ひび割れ試験圧力は1N/mm2を標準とする。 (4) 木工事 含水率試験：工事現場に搬入時とし、測定方法は全乾重量法又は高周波水分計法とする。 (5) 屋根及びびとい工事 とい 屋根の排水管は漏水試験を行う。 (6) 建具工事 (イ) 性能及び区分は下表とし、JIS A 4706(サッシ)の規定による。 (ロ) 試験方法は、JISの規定により、種別は次による。但し、カーテンウォール製品は、カーテンウォール性能基準(JCMA基準)を適用する。 ① 耐風圧性能試験 JIS A 1515(建具の耐風圧性能試験方法) ② 気密性能試験 JIS A 1516(建具の気密性能試験方法) ③ 水密性能試験 JIS A 1517(建具の水密性能試験方法) ④ 遮音性能試験 JIS A 1416(実験室における建築部材の空気音遮断性能の測定方法) ⑤ 断熱性能試験 JIS A 4710(建具の断熱性能試験方法) ⑥ 耐震性能試験 JIS A 1521(片開きドアセットの面内変形追随性能試験方法) ⑦ 耐風圧性能試験 JIS A 4705(重量シャッター構成部材) ⑧ 耐風圧性能試験 JIS A 4704(軽量シャッター構成部材) ⑨ 耐風圧性能試験 JIS A 4715(オーバーヘッドドア構成部材)</p> <p>補表1.8.1 耐風圧性能(Pa)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>耐風圧性能の等級</th> <th>S-1</th> <th>S-2</th> <th>S-3</th> <th>S-4</th> <th>S-5</th> <th>S-6</th> <th>S-7</th> <th>S-8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JISによる対応値</td> <td>800</td> <td>1200</td> <td>1600</td> <td>2000</td> <td>2400</td> <td>2800</td> <td>3600</td> <td>U</td> </tr> </tbody> </table> <p>補表1.8.2 気密性能(等級線)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>気密性能の等級</th> <th>A-1</th> <th>A-2</th> <th>A-3</th> <th>A-4</th> <th>A-5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JISによる対応値</td> <td>120</td> <td>30</td> <td>8</td> <td>2</td> <td>U</td> </tr> </tbody> </table> <p>補表1.8.3 水密性能(Pa)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水密性能の等級</th> <th>W-1</th> <th>W-2</th> <th>W-3</th> <th>W-4</th> <th>W-5</th> <th>W-6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JISによる対応値</td> <td>100</td> <td>150</td> <td>250</td> <td>350</td> <td>500</td> <td>U</td> </tr> </tbody> </table> <p>補表1.8.4 遮音性能(等級線)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>遮音性能の等級</th> <th>T-1</th> <th>T-2</th> <th>T-3</th> <th>T-4</th> <th>T-5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JISによる対応値</td> <td>25</td> <td>30</td> <td>35</td> <td>40</td> <td>U</td> </tr> </tbody> </table> <p>補表1.8.5 断熱性能(W/m<sup>2</sup>・K)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>断熱性能の等級</th> <th>H-4</th> <th>H-5</th> <th>H-6</th> <th>H-7</th> <th>H-8</th> <th>H-9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JISによる対応値</td> <td>2.9以下</td> <td>2.3以下</td> <td>1.9以下</td> <td>1.5以下</td> <td>1.1以下</td> <td>U</td> </tr> </tbody> </table> <p>補表1.8.6 日射熱取得性能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日射熱取得率</th> <th>N-1</th> <th>N-2</th> <th>N-3</th> <th>N-4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JISによる対応値</td> <td>1.00</td> <td>0.50</td> <td>0.35</td> <td>U</td> </tr> </tbody> </table> <p>補表1.8.7 面内変位追従性能(rad)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>面内変位追従性能の等級</th> <th>D-1</th> <th>D-2</th> <th>D-3</th> <th>D-4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JISによる対応値</td> <td>1/300</td> <td>1/150</td> <td>1/120</td> <td>U</td> </tr> </tbody> </table> <p>補表1.8.8 耐風圧性能(Pa) 重量シャッター耐風圧性能等級は削除、(社)日本シャッター工業協会「シャッター・オーバーヘッド」耐風圧強度計算基準による。 補表1.8.9 耐風圧性能(Pa) 軽量シャッター耐風圧性能等級は削除、(社)日本シャッター工業協会「シャッター・オーバーヘッド」耐風圧強度計算基準による。 補表1.8.10 耐風圧性能(Pa) オーバーヘッドドア耐風圧性能等級は削除、(社)日本シャッター工業協会「シャッター・オーバーヘッド」耐風圧強度区分による。 注) U: JIS規格を超えるもの。数値を指定する場合は特記する。</p>			耐風圧性能の等級	S-1	S-2	S-3	S-4	S-5	S-6	S-7	S-8	JISによる対応値	800	1200	1600	2000	2400	2800	3600	U	気密性能の等級	A-1	A-2	A-3	A-4	A-5	JISによる対応値	120	30	8	2	U	水密性能の等級	W-1	W-2	W-3	W-4	W-5	W-6	JISによる対応値	100	150	250	350	500	U	遮音性能の等級	T-1	T-2	T-3	T-4	T-5	JISによる対応値	25	30	35	40	U	断熱性能の等級	H-4	H-5	H-6	H-7	H-8	H-9	JISによる対応値	2.9以下	2.3以下	1.9以下	1.5以下	1.1以下	U	日射熱取得率	N-1	N-2	N-3	N-4	JISによる対応値	1.00	0.50	0.35	U	面内変位追従性能の等級	D-1	D-2	D-3	D-4	JISによる対応値	1/300	1/150	1/120	U
耐風圧性能の等級	S-1	S-2	S-3	S-4	S-5	S-6	S-7	S-8																																																																																					
JISによる対応値	800	1200	1600	2000	2400	2800	3600	U																																																																																					
気密性能の等級	A-1	A-2	A-3	A-4	A-5																																																																																								
JISによる対応値	120	30	8	2	U																																																																																								
水密性能の等級	W-1	W-2	W-3	W-4	W-5	W-6																																																																																							
JISによる対応値	100	150	250	350	500	U																																																																																							
遮音性能の等級	T-1	T-2	T-3	T-4	T-5																																																																																								
JISによる対応値	25	30	35	40	U																																																																																								
断熱性能の等級	H-4	H-5	H-6	H-7	H-8	H-9																																																																																							
JISによる対応値	2.9以下	2.3以下	1.9以下	1.5以下	1.1以下	U																																																																																							
日射熱取得率	N-1	N-2	N-3	N-4																																																																																									
JISによる対応値	1.00	0.50	0.35	U																																																																																									
面内変位追従性能の等級	D-1	D-2	D-3	D-4																																																																																									
JISによる対応値	1/300	1/150	1/120	U																																																																																									
(7) カーテンウォール工事	<p>性能及び区分は補表1.8.11～補表1.8.13とし、社団法人日本カーテンウォール工業会のカーテンウォールの性能基準(JCMA基準)の規定による。試験方法はJIS A 1414(建築用(パネル)の性能試験方法)及びJCMA基準を適用する。 ① ユニットの耐風圧性能試験 ② ユニットの層間変位追従性能試験 ③ ユニットの水密性能試験 補表1.8.11 耐風圧性能グレード</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>荷重(Pa)</th> <th>2400</th> <th>2800</th> <th>3600</th> <th>5000</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>性能グレード</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>補表1.8.12 層間変位追従性能グレード</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">層間変位角(rad.)</th> <th colspan="2">条件1</th> <th colspan="2">条件2</th> </tr> <tr> <th>1/400</th> <th>1/300</th> <th>1/200</th> <th>1/100</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>性能グレード</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 条件1: 健全で再使用できる程度 条件2: 主要部が破損しない程度 補表1.8.13 水密性能グレード</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">圧力差(Pa)</th> <th colspan="2">可動部</th> <th colspan="2">はめ殺し部</th> </tr> <tr> <th>350</th> <th>500</th> <th>650</th> <th>1000</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>性能グレード</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) 塗装工事 塗料一般の試験は、JIS K 5600(塗料一般試験方法)の規定により、塗り厚試験の項目は、次による。 ① 塗膜の外観 ② 乾膜厚の測定 ③ 試験を行う塗料の種類及び適用箇所は、特記による。 (9) 内装工事 (イ) フローリング張り床、弾性床及び遮音床の遮音性能試験測定方法及び、評価方法は、次のJISの規定及び日本建築学会推奨測定基準による。又、測定対象は、軽衝撃音及び重衝撃音とし、適用は特記による。 ① JIS A 1418(建築物の床衝撃音遮断性能の測定方法) ② JIS A 1419(建築物及び建築部材の遮音性能の評価方法) (ロ) 音環境測定試験 ① 測定方法及び、評価方法は、次のJISの規定及び日本建築学会推奨測定基準による。 (イ) JIS A 1409(騒音測定法) (ロ) JIS A 1417(建築物の空気音遮断性能の測定方法) (ハ) JIS A 1418(建築物の床衝撃音遮断性能の測定方法) (ニ) JIS A 1419(建築物及び建築部材の遮音性能の評価方法) (ホ) JIS A 1520(建具の遮音試験方法) (ヘ) JIS Z 8731(環境騒音の表示・測定方法) ② 測定項目は、次により、項目の適用及び測定対象室等の適用箇所は、特記による。 (イ) 外周壁遮音測定 (ロ) 室内騒音測定 (ハ) 床衝撃音測定 (ニ) 室内音響測定 室内騒音レベル測定、室内騒音測定、室内明瞭度測定 (ホ) 給排水音測定</p>			荷重(Pa)	2400	2800	3600	5000	性能グレード	1	2	3	4	5	層間変位角(rad.)	条件1		条件2		1/400	1/300	1/200	1/100	性能グレード	1	2	3	4	5	圧力差(Pa)	可動部		はめ殺し部		350	500	650	1000	性能グレード	1	2	3	4	5																																																	
荷重(Pa)	2400	2800	3600	5000																																																																																									
性能グレード	1	2	3	4	5																																																																																								
層間変位角(rad.)	条件1		条件2																																																																																										
	1/400	1/300	1/200	1/100																																																																																									
性能グレード	1	2	3	4	5																																																																																								
圧力差(Pa)	可動部		はめ殺し部																																																																																										
	350	500	650	1000																																																																																									
性能グレード	1	2	3	4	5																																																																																								

設計者		法適合確認欄		検査者		設計番号		特記	
一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第298249号 土生 達哉			一級建築士 第386121号 山本 匡希	一級建築士 第000000号 梅垣 大雅	一級建築士 第313839号 池田 爽	一級建築士 第000000号 高原 正行	17992	
									徳島県土木整備部営繕課 徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事(第1工区) 建築工事補足仕様書(1)

徳島県土木整備部営繕課		●工事名		●図面番号	
			徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事(第1工区)	A-015	
				●縮尺	
				-	

 <b>AZUSA SEKKEI</b> <small>Architects, Engineers &amp; Consultants</small> <b>株式会社 梓設計 関西支社</b> <small>一級建築士事務所登録 大阪(〒)第3204号</small>	 <b>株式会社 宮建築設計</b> <b>MIYA Architect's Office</b> <small>一級建築士事務所登録 徳島県鳴門事務所 1105号</small>
---	--

8章 コンクリート・ブロック・ALCパネル 押出成形セメント板工事
補4節 ALCパネル
<p>補8.4.1 ALCパネル この節は、建築基準法により認定されたALCパネルを圍仕切壁、屋根(非歩行用)、床及び外壁に用いる工事に適用する。</p> <p>補8.4.2 材 料 (a) 外壁パネルのパネル形状、表面形状等は次により、適用は特記による。 (1) パネル形状 (イ) 一般パネル(平パネル)、(ロ) コーナーパーネル (2) 表面形状等 (イ) フラットパネル、(ロ) デザインパネル、(ハ) プレコートパネル、(ニ) 機水パネル (b) 圍仕切壁パネルのパネル形状、表面形状等は次により、適用は特記による。 (1) パネル形状 (イ) 一般パネル(平パネル)、(ロ) コーナーパーネル (2) 表面形状等 (イ) フラットパネル、(ロ) デザインパネル、(ハ) 機水パネル</p> <p>補8.4.4 耐火性能 (a) パネルの耐火性能は、特記による。 (b) 耐火木材材は、特記による。特記がなければロックウールとする。 (c) 取付け金物の耐火覆覆は、特記による。特記がなければ半湿式ロックウール吹付けとする。</p>

## 9章 防水工事

### 補9節 金属シート防水

<p>補9.8.1 適用範囲 この節は、建築の屋根、ベランダ、床及び水廻りなどに施工する金属シート防水に適用する。</p> <p>補9.8.2 材 料 (a) ステンレスシートは、JIS 0 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)のSUS 304又はSUS 316とし、その他の金属シートを含めて、使用材料は、特記による。ステンレスシート板厚は、特記がなければ0.4mmとする。 (b) つり子の材料は、SUS 304又はSUS 316とし、監理者の承認を得る。固定金物は、SUS 304とし、タッピングビス及びセルフドリリングビス類などの切削ねじ込み式固定金物は、SUS 410とする。 (c) 葺し口は、ドレインに屋根材の平板を一体成形した溶接工法を用いる部材とし、材質は防水層と同一とする。 (d) 水切り取合い等シーリング材を用いる場合には、特記仕様書9.12[シーリング]による。 (e) 金属シートの仕上げは、特記による。 (f) 下地と金属シートの間に、断熱材あるいは整平のための下置き材を用いる場合は、特記による。特記がなければ軟質発泡ポリスチレンシート4mm厚とする。 (g) 勾配屋根で屋根面がよく見えるもの及び雨音について特に留意する屋根では、軟質発泡ポリスチレンシート4mm厚を全面に敷込みさらに同シート10mm厚をシーム間の空隙に充填する。 (h) 下地材は、自走式シーム溶接機が走行可能な強度を有し、作業員が歩行する場合は、その重量に耐えるものとする。又、母屋及び垂木等の構造材に必要な強度が得られるよう固定する。</p> <p>補9.8.3 工 法 (a) 施工法については、防水施工者の責任施工とし、施工者は工事に先立って工事概要、材料、仕様、割付け図、納まり詳細等の施工図、施工法、養生方法、安全管理体制及び工程表等を記載した施工計画書を作成し、監理者の承認を得る。 (b) 降雨時及び降雪時には溶接作業をしてはならない。又、強風により防水層のぼたつき、折れ、及び飛散等が予想される場合には作業をしてはならない。 (c) 金属シート面は、常に清掃し、錆の原因となる砂、金属片及び釘等を除去すること。</p>
--

### 補10節 外壁防水

<p>補9.9.1 適用範囲 この節は、外壁用アクリルゴム防水材をRC壁、PC壁及びALCパネル壁を下地とする壁に塗布する工法に適用する。</p> <p>補9.9.2 工 程 工程は補表9.9.1による。</p>
--

補表9.9.1 外壁防水の工程			
工程	材 料	塗布量kg/m <sup>2</sup>	備 考
1	プライマー塗り	0.2~0.4	PC版0.2、ALC版0.4
2	外壁用アクリルゴム防水材塗り	1.7	
3	模様吹付け	0.5	
4	化粧材塗り	0.3	シナーを含まず、2回塗り

注) ① ALCパネルはALC用7-ルーラーで目定めを行う。  
② 成膜後の防水層の厚さは平均1.0mm程度必要とする。

<p>補9.9.3 材 料 (a) 塗膜を形成する材料は、JIS A 6021(屋根用塗膜防水材)の規格品とし、固形分が70~75%(重量)のものとする。 (b) プライマー及び化粧材は主材料製造所の指定する製品とする。</p>
--

<p>補9.9.4 工 法 (a) 工法は、主材料製造所の仕様による。 (b) 仕上げの種類は、特記による。 (c) 工法は吹付けローラーとし、適用は、特記による。</p>
--

<p>補9.9.5 保 証 外壁防水の施工は、責任施工とし、その保証期間は、特記による。特記がなければ10年間とする。</p>
---

11章 タイル工事
補3節 陶磁器質タイル張り
<p>補11.3.1 施 工 (a) この項は、床タイル張りの工法を追加補充するものである。 (b) 床タイル張り工法は、圧着張り、敷モルタル張り及び下地モルタル張りとし、車庫等の重量物の通行する場所は圧着張り、300角を超える大形床タイル及び幅付け面積の小さいその他のタイルの場合は敷モルタル張りとする。一般床タイル及びユニットタイルを大面積に張る場合は、下地モルタル張りを基準とし、その適用は、特記による。</p> <p style="text-align: center;">補4節 長期性能保証制度</p> <p>補11.4.1 長期性能保証制度 (a) この項は、壁面・床面タイル張りにおける長期性能保障制度を追加するもので、適用は「特記仕様書11章タイル工事」による。 (b) 保証約款は建専連長期性能保証制度保証約款(社団法人全国タイル業協会)による。 (c) 保証期間は補表11.4.1に、タイル張り工法は補表11.4.2による。</p>

補表11.4.1 保証期間		
保証対象部位	保証期間	保証性能基準
壁 面	10年	タイル・石・凝石等の剥離または剥落が発生してはけない。
床 面	10年	タイル・石・凝石等の剥離が発生してはけない。

補表11.4.2 タイル張り工法					
区分	剥 離 防 止 工 法				
工法	外装タイル有機系接着剤施工				ベースネット工法 インターネット工法 ループオン工法 ネットクロス工法
躯体処理	躯体表面の凹凸を削り除去し、接着剤の密着性を高める	超高压水洗浄	高圧水洗浄	サンダー磨削機による水洗浄	MCR工法
適用下地	コンクリート(直張り)	左官モルタル			ALCパネル 押出成形セメント板(フック付板)
下地精度	3mm/1m				
不陸調整	下地精度の基準を満たさない場合にを行う				
不陸調整材料	JISA 619(建築用下地調整建材)製品				
吸水調整	吸水調整箇所は、吸水調整前を建布(製造業者の指定方法)				
材 料	タイル・接着剤 : G-O-A-T認定品官モルタル				
施工方法	(社)全国タイル業協会の指定する接着剤張り仕様による施工				
保証対象部位	壁 面				
保証性能基準	・タイルの剥離(1箇所0.25㎡以上)が、発生してはならない。 ・タイルの剥落が発生してはならない。				

補表11.4.2 タイル張り工法					
区分	在 来 工 法				パネル工法
工法	直張り				左官下地へのタイル張り パネルへの施工
躯体処理	超高压水洗浄	高圧水洗浄	サンダー磨削機による水洗浄	MCR工法	超高压水洗浄 高圧水洗浄 サンダー磨削機による水洗浄
適用下地	コンクリート(直張り)			左官モルタル	ALCパネル 押出成形セメント板(フック付板)
下地精度	6mm/2m				
不陸調整	下地精度の基準を満たさない場合にを行う				
不陸調整材料	JISA 619(建築用下地調整建材)製品				
吸水調整	吸水調整箇所は、吸水調整前を建布(製造業者の指定方法)		モルタル下地への吸水調整前を建布(製造業者の指定方法)		
材 料	JISA 6916(建築用下地調整材)に規定する接着剤張り仕様による施工 試験用タイル張付け用モルタル		(社)全国タイル業協会の指定する接着剤張り仕様による施工 公共建築工事標準仕様書第11章タイル工事に定める仕様による施工 (社)日本建築学会建築工事標準仕様書 JASS19 陶磁器質タイル工事に定める仕様による施工		
施工方法	(社)日本建築学会建築工事標準仕様書 JASS19 陶磁器質タイル工事に定める仕様による施工		(社)日本建築学会建築工事標準仕様書 JASS19 陶磁器質タイル工事に定める仕様による施工		
保証対象部位	壁 面				
保証性能基準	・タイルの剥離(1箇所0.25㎡以上)が、発生してはならない。 ・タイルの剥落が発生してはならない。				

## 14章 金属工事

### 補2節 表面処理

<p>補14.2.1 ステンレスの表面仕上げ この項はJIS 0 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)によることになっているが、更にAISI(アメリカ鉄鋼協会規格)No.6, 7, 8の仕上げを追加する。</p>
---

### 補9節 焼付け塗装

<p>補14.9.1 適用範囲 この項は、金属工事のうち、各種金属の表面に工場で行われる焼付け塗装に適用する。但し、塗装鋼板(JIS 0 3312(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)、JIS 0 3320(塗装ステンレス鋼板))及びJIS H 4001(アルミニウム及びアルミニウム合金の塗装板及び条)は適用範囲外とする。</p> <p>補14.9.2 素地ごしらえ (a) 亜鉛めっき鋼面の素地ごしらえはA種による。 (b) ステンレス面の素地ごしらえは、補18.10.6(c)の補表18.10.1[ステンレス面の素地ごしらえ]による。 (c) アルミニウム面の素地ごしらえは、補18.10.6(d)の補表18.10.2[アルミニウム面の素地ごしらえ]による。</p> <p>補14.9.3 焼付形アクリル樹脂エナメル塗り(B-AE) (a) この項は、金属系素地面における、耐候性及び美装性を目的とする箇所に用いる焼付形アクリル樹脂エナメル塗りに適用する。 (b) 焼付形アクリル樹脂エナメル塗り(ソリッドカラー)は補表14.9.1及び、補表14.9.2により、素地種類の適用は、特記による。</p>
---

<p>補14.9.4 焼付形アクリル樹脂エナメル塗り(B-AE) (a) この項は、金属系素地面における、耐候性及び美装性を目的とする箇所に用いる焼付形アクリル樹脂エナメル塗りに適用する。 (b) 焼付形アクリル樹脂エナメル塗り(ソリッドカラー)は補表14.9.1及び、補表14.9.2により、素地種類の適用は、特記による。</p>
--

補表14.9.1 亜鉛めっき鋼面及びステンレス面の焼付形アクリル樹脂 エナメル塗り(ソリッドカラー)				
工 程	塗 料その他	乾燥膜厚 μm		
		亜鉛めっき鋼面	ステンレス面	
素地ごしらえ	亜鉛めっき鋼面:A種による ステンレス面:補表18.10.1による。	—	—	—
1 下塗り	焼付形エポキシ樹脂プライマー	15~20	10~15	—
2 焼付け	170℃ 15分	—	—	—
3 上塗り	焼付形アクリル樹脂エナメル	25~35	25~35	—
4 焼付け	170℃ 15分	—	—	—
合計膜厚		40以上	35以上	—

補表14.9.2 アルミニウム面の焼付形アクリル樹脂エナメル塗り(ソリッドカラー)				
工 程	塗 料その他	乾燥膜厚 μm		
		亜鉛めっき鋼面	ステンレス面	アルミニウム面
素地ごしらえ	補表18.10.2による。	—	—	—
1 下塗り	焼付形エポキシ樹脂プライマー	15~20	—	—
2 上塗り	焼付形アクリル樹脂エナメル	25~35	—	—
3 焼付け	170℃ 15分	—	—	—
合計膜厚		30以上	—	—

(c) 焼付形アクリル樹脂エナメル塗り(メタリックカラー)は補表14.9.3により、素地種類の適用は、特記による。

補表14.9.3 亜鉛めっき鋼面、ステンレス面及びアルミニウム面の焼付形アクリル樹脂 エナメル塗り(メタリックカラー)				
工 程	塗 料その他	乾燥膜厚 μm		
		亜鉛めっき鋼面	ステンレス面	アルミニウム面
素地ごしらえ	亜鉛めっき鋼面:A種による ステンレス面:補表18.10.1による アルミニウム面:補表18.10.2による	—	—	—
1 下塗り	焼付形エポキシ樹脂プライマー	15~20	10~15	10~15
2 中塗り	焼付形アクリル樹脂エナメル	20~25	20~25	20~25
3 焼付け	170℃ 15分	—	—	—
4 上塗り	焼付形アクリル樹脂エナメル+メタリックコート	25~35	25~35	25~35
5 焼付け	170℃ 15分	—	—	—
合計膜厚		55以上	50以上	45以上

- (d) 工法その他は、次による。  
(1) 裏面コートは原則として下塗りプライマーと同種塗料とし、1コート、1ペーク10μm以上とする。  
(2) 亜鉛鋼板の溶接部分はサンダー等の研磨後、焼融亜鉛系化成処理の上、ジンクリッチペイント20μm以上(強制乾燥の場合60~80℃20分間)を施す。  
(3) 焼付け温度は被塗装物の温度とし、又焼付け時間はキープ時間とする。

### 補14.9.4 焼付形1液ウレタン樹脂エナメル塗り(B-UE)

- (a) この項は金属系素地面における、耐候性及び美装性を目的とする箇所に用いる焼付形1液ウレタン樹脂エナメル塗りに適用する。  
(b) 焼付形1液ウレタン樹脂エナメル塗り(ソリッドカラー)は、補表14.9.4により、素地種類の適用は、特記による。

補表14.9.4 亜鉛めっき鋼面、ステンレス面、アルミニウム面の焼付形1液ウレタン樹脂 エナメル塗り(ソリッドカラー)				
工 程	塗 料その他	乾燥膜厚 μm		
		亜鉛めっき鋼面	ステンレス面	アルミニウム面
素地ごしらえ	亜鉛めっき鋼面:A種による ステンレス面:補表18.10.1による アルミニウム面:補表18.10.2による	—	—	—
1 下塗り	焼付形エポキシ樹脂プライマー	15~20	10~15	5~10
2 上塗り	焼付形1液アクリル樹脂エナメル	15~20	15~20	15~20
3 焼付け	170℃ 15分	—	—	—
4 上塗り	焼付形1液アクリル樹脂エナメル	20~25	20~25	20~25
5 焼付け	170℃ 15分	—	—	—
合計膜厚		50以上	45以上	40以上

(c) 焼付形1液ウレタン樹脂エナメル塗り(メタリックカラー)は、補表14.9.5により素地種類の適用は、特記による。

補表14.9.5 亜鉛めっき鋼面、ステンレス面及びアルミニウム面の焼付形1液ウレタン樹脂				
工 程	塗 料その他	乾燥膜厚 μm		
		亜鉛めっき鋼面	ステンレス面	アルミニウム面
素地ごしらえ	亜鉛めっき鋼面:A種による ステンレス面:補表18.10.1による アルミニウム面:補表18.10.2による	—	—	—
1 下塗り	焼付形エポキシ樹脂プライマー	15~20	10~15	5~10
2 中塗り	焼付形1液アクリル樹脂エナメル	20~25	20~25	20~25
3 焼付け	170℃ 15分	—	—	—
4 上塗り	焼付形1液アクリル樹脂エナメル	20~30	20~30	20~30
5 焼付け	170℃ 15分	—	—	—
合計膜厚		55以上	50以上	45以上

(d) 工法その他は、補14.9.3(d)による。

### 補14.9.5 中温焼付形ふっ素樹脂エナメル塗り(B-FE(F))

- (a) この項は、特に長期の耐候性、耐久性及び美装性を目的とする箇所に用いる中温焼付形ふっ素樹脂エナメル塗り[フルオロオレフィン・ビニルエーテル共重合体(FEVE)]に適用する。  
(b) 中温焼付形ふっ素樹脂エナメル塗り(ソリッドカラー)は補表14.9.6、補表14.9.7及び補表14.9.8により、素地種類の適用は、特記による。

補表14.9.6 亜鉛めっき鋼面の中温焼付形ふっ素樹脂エナメル塗り(ソリッドカラー)				
工 程	塗 料その他	乾燥膜厚 μm		
		亜鉛めっき鋼面	ステンレス面	アルミニウム面
素地ごしらえ	亜鉛めっき鋼面:A種による	—	—	—
1 下塗り	中温焼付形エポキシ樹脂系プライマー	15~20	—	—
2 焼付け	170℃ 15分	—	—	—
3 上塗り1回目	中温焼付形1液ふっ素樹脂エナメル	—	15~20	—
4 焼付け	170℃ 15分	—	—	—
5 上塗り2回目	中温焼付形1液ふっ素樹脂エナメル	—	20~25	—
6 焼付け	170℃ 15分	—	—	—
合計膜厚		—	50以上	—

補表14.9.7 ステンレス面の中温焼付形ふっ素樹脂エナメル塗り(ソリッドカラー)			
工 程	塗 料その他	乾燥膜厚 μm	
		亜鉛めっき鋼面	ステンレス面
素地ごしらえ	補表18.10.1による	—	—
1 下塗り	中温焼付形エポキシ樹脂系プライマー	15~20	10~15
2 上塗り1回目	中温焼付形1液ふっ素樹脂エナメル	—	15~20
3 焼付け	170℃ 15分	—	—
4 上塗り2回目	中温焼付形1液ふっ素樹脂エナメル	—	20~25
5 焼付け	170℃ 15分	—	—
合計膜厚		—	45以上

補表14.9.8 アルミニウム面の中温焼付形ふっ素樹脂エナメル塗り(ソリッドカラー)			
工 程	塗 料その他	乾燥膜厚 μm	
		亜鉛めっき鋼面	ステンレス面
素地ごしらえ	補表18.10.2による	—	—
1 下塗り	中温焼付形エポキシ樹脂系プライマー	5~10	—
2 上塗り1回目	中温焼付形1液ふっ素樹脂エナメル	—	15~20
3 焼付け	170℃ 15分	—	—
4 上塗り2回目	中温焼付形1液ふっ素樹脂エナメル	—	20~25
5 焼付け	170℃ 15分	—	—
合計膜厚		—	40以上

(c) 中温焼付形ふっ素樹脂エナメル塗り(メタリックカラー)は補表14.9.9により、素地種類の適用は、特記による。

補表14.9.9 亜鉛めっき鋼面、ステンレス面及びアルミニウム面の中温焼付形ふっ素樹脂 エナメル塗り(メタリックカラー)					
工 程	塗 料その他	乾燥膜厚 μm			
		亜鉛めっき鋼面	ステンレス面	アルミニウム面	
素地ごしらえ	亜鉛めっき鋼面:A種による ステンレス面:補表18.10.1による アルミニウム面:補表18.10.2による	—	—	—	—
1 下塗り	中温焼付形エポキシ樹脂系プライマー	15~20	10~15	5~10	—
2 中塗り	中温焼付形1液ふっ素樹脂エナメル	20~25	20~25	20~25	—
3 焼付け	170℃ 15分	—	—	—	—
4 上塗り1回目	中温焼付形1液ふっ素樹脂エナメル	20~25	20~25	20~25	—
5 焼付け	170℃ 15分	—	—	—	—
6 上塗り2回目	中温焼付形1液ふっ素樹脂エナメル	20~25	20~25	20~25	—
7 焼付け	170℃ 15分	—	—	—	—
合計膜厚		75以上	70以上	65以上	—

- (d) 中塗り及び上塗り用いるふっ素樹脂塗料は、フルオロオレフィン・ビニルエーテル共重合体樹脂(FEVE)の熱溶融形塗料とし、三ふっ化モノマー配合とする。中塗り及び上塗り塗料樹脂分中のフルオロオレフィン・ビニルエーテル共重合体樹脂は、100%配合されていること。  
(e) 工法その他は、次による。  
(1) 塗料の調合は、次による。  
(イ) 熟成時間や可使用時間は製造所の指定による。  
(ロ) シナーは塗料製造所の指定する製品による。  
(2) 塗料の調合は原則としてスプレー式により、塗装ライン前処理と連続レクリーンボックスを有すること。  
(3) 裏面コートは原則として下塗りプライマーと同種塗料とし、1コート、1ペーク10μm以上とする。  
(4) ふっ素樹脂焼付塗装工場は、塗料製造所の承認する工場とする。  
(5) 被塗装物である亜鉛鋼板は亜鉛付着量2~27(19μm)相当以上のノンパングルとし、クロメート処理品は不可とする。  
(6) 亜鉛鋼板の溶接部分はショットブラストの上、亜鉛メタリコン70μm以上とし、焼融亜鉛系化成処理または、エポキシ系ジソクリッチプライマー70μm(強制乾燥の場合60~80℃20分間)とする。  
(7) 焼付け温度は被塗装物の温度とし、又焼付け時間はキープ時間とする。

### 補14.9.6 高温焼付形ふっ素樹脂エナメル塗り(B-FE(P))

- (a) この項は、特に長期の耐候性、耐久性及び美装性を目的とする箇所に用いる高温焼付形ふっ素樹脂エナメル塗り[ポリフッ化ビニリデン系(PFVd)]に適用する。  
(b) 高温焼付形ふっ素樹脂エナメル塗り(ソリッドカラー)は補表14.9.10及び補表14.9.11により、素地種類の適用は、特記による。

補表14.9.10 亜鉛めっき鋼面及びステンレス面の高温焼付形ふっ素樹脂エナメル塗り(ソリッドカラー)				
工 程	塗 料その他	乾燥膜厚 μm		
		亜鉛めっき鋼面	ステンレス面	
素地ごしらえ	亜鉛めっき鋼面:A種による ステンレス面:補表18.10.1による	—	—	—
1 下塗り	高温焼付形ふっ素樹脂含有エポキシ樹脂プライマー	15~20	10~15	—
2 焼付け	232~242℃ 5~10分	—	—	—
3 上塗り	高温焼付形ふっ素樹脂エナメル	25~35	25~35	—
4 焼付け	232~242℃ 5~10分	—	—	—
合計膜厚		—	40以上	35以上

補表14.9.11 アルミニウム面の高温焼付形ふっ				
---------------------------	--	--	--	--

15章 左官工事

補表14.9.13 アルミニウム面の高温焼付形ふっ素樹脂エナメル塗り(メタリカナー)

(d) 上塗り用いるふっ素樹脂塗料は、ポリフッ化ビニリデン樹脂(PFVd)の熱溶融形塗料とし、カイナー500配合とする。上塗り塗料樹脂成分中のポリフッ化ビニリデン樹脂は、100%配合されていること。

補14.9.7 検査
(a) 仕上り塗装の性能は、補表14.9.14による。

補表14.9.14 仕上り塗装の性能

(b) 仕上り塗装の性能試験及び検査は次に、試験を行う場合は特記による。特記なき場合は塗料製造所による品質を証明する資料を提出し、監理者の承認を受ける。

補10節 ステンレス鋼板の曲げ加工

補14.10.1 ステンレス鋼板の曲げ加工
(a) ステンレス鋼板の曲げ加工の適用は特記による。

(b) 補強板等は、表面処理垂鉛めつき鋼板又は垂鉛めつきを行ったものとし、補強板厚はA角はステンレス鋼板厚と同等以上とし、B角及びC角は1.6mm以上とする。

補11節 エキスパンションジョイント(EXP,J)

補14.11.1 安全機構の設置
a) 壁、天井、屋根：脱落防止ワイヤー等

15章 左官工事

補8節 薄塗り工法

補15.8.1 適用範囲
この節は、セメント及び無機質系微細骨材を主原料とし、主として内外装仕上り工事の下部調整に使用する、セメント系下部調整塗材及び合成樹脂エマルジョンプラスターを、塗り厚10mm以下に塗付ける工事(以下薄塗り工法という)に適用する。

補表15.8.1 薄塗り工法の種類

補15.8.2 工法の種類
薄塗り工法の種類は補表15.8.1により、適用は特記による。

補15.8.3 材料
(a) セメント系下部調整塗材(プレミックスセメントペースト及びプレミックスセメントモルタル)

補表15.8.2 合成樹脂エマルジョンプラスターの種類

(2) 材料、調合は製造所の仕様による。

補15.8.4 工法

(a) プレミックスセメントペースト
補表15.8.3 プレミックスセメントペースト塗り

(b) プレミックスセメントモルタル
補表15.8.4 プレミックスセメントモルタル塗り

(c) 合成樹脂エマルジョンプラスター
(1) コンクリート下地等
補表15.8.5 コンクリート下地等の合成樹脂エマルジョンプラスター塗り

(2) ALCパネル下地
補表15.8.6 ALCパネル下地の合成樹脂エマルジョンプラスター塗り

補15.8.5 仕上がり精度
仕上りの精度は補表15.8.7による。

補表15.8.7 仕上り精度

16章 建具工事

補7節 建具用金物

補16.7.1 鍵
鍵は3本一組とし、室名または建具位置を示す札を付け、目録書及び縮小版平面図による鍵のキープランを添え、一括して鍵箱に収納して引き渡す。

補13節 防災建具

補16.13.1 適用範囲
この節は、防災建具のうち、可動式防煙たれ壁に適用する。

補16.13.2 方式
可動式防煙たれ壁の方式は、鉛直降下式、回転式及びロール式とし、その適用は、特記による。

補16.13.3 材料
(a) 防煙たれ壁本体は、鋼板、ガラスクロス塩化ビニル皮膜(不燃認定品)及びアルミニウム板の何れかとし、適用は、特記による。

補16.13.4 機構
(a) 降下
急激に落下しないよう、ステイダンパー、ガバナー及びバランスウェイト等の緩衝装置を設け、降下後は圧力差2kgf/m<sup>2</sup>において鉛直に保持すること。

(1) 煙感知器の信号を受けて自動的に降下する。
(2) 手動操作ボックスを設け、手動降下可能な機構とし、復旧は手動によるものとするが、電動の場合は、特記による。

18章 塗装工事

補10節 アクリルシリコン樹脂塗装

補18.10.1 適用範囲
この節は、主として比較的長期の耐候性、耐久性及び美観性を目的とする箇所に用いるアクリルシリコン樹脂塗料に適用する。

補18.10.2 素地ごしらえ
(a) ステンレス面の素地ごしらえは、補表18.10.1による。

補表18.10.1 ステンレス面の素地ごしらえ

(b) アルミニウム面の素地ごしらえは、補表18.10.2による。

補表18.10.2 アルミニウム面の素地ごしらえ

補18.10.3 材料
上塗り用いるアクリルシリコン樹脂エナメル、及びクリヤは、カナセウムラックを配合した非イソシアネート系塗料で、主剤にはアクリルシリコン樹脂(アルコキシシリコン基含有ビニル共重合樹脂)及び硬化剤は、アルコキシシリコン基に対する硬化触媒を主成分とする。

補18.10.4 金属系素地面のアクリルシリコン樹脂エナメル塗り(2-ASE)
(a) この項はステンレス面及びアルミニウム面の金属系素地面における、アクリルシリコン樹脂エナメル塗りに適用する。

補18.10.5 コンクリート打放し面のシリコン系浸透性吸水防止材使用のアクリルシリコン樹脂エナメル塗り(2-ASE)
(a) この項は、コンクリート打放し面におけるシリコン系浸透性吸水防止材使用のアクリルシリコン樹脂エナメル塗りに適用する。

補18.10.6 コンクリート打放し面のシリコン系浸透性吸水防止材使用のアクリルシリコン樹脂エナメル塗り
(注)低汚染型の場合は、工程2及び工程3に低汚染型アクリルシリコン樹脂エナメルを使用する。

補表18.10.6 コンクリート打放し面のシリコン系浸透性吸水防止材使用のアクリルシリコン樹脂エナメル塗り

(c) 工法その他は、製造所の仕様による。

補18.10.6 コンクリート打放し面のシリコン系浸透性吸水防止材使用のアクリルシリコン樹脂クリヤ塗り(ASC)
(a) この項は、コンクリート打放し面におけるシリコン系浸透性吸水防止材使用のアクリルシリコン樹脂クリヤ塗りに適用する。

(b) コンクリート打放し面のシリコン系浸透性吸水防止材使用のアクリルシリコン樹脂クリヤ塗りは、補表18.10.7により、塗料種類及びシリコン系浸透性吸水防止材の材料規格は、特記による。

(c) 工法その他は、補表18.10.7による。

補表18.10.7 コンクリート打放し面のシリコン系浸透性吸水防止材使用のアクリルシリコン樹脂クリヤ塗り

補11節 常温乾燥形ふっ素樹脂塗装

補18.11.1 適用範囲
この節は、主として比較的長期の耐候性、耐久性及び美観性を目的とする箇所に用いる常温乾燥形ふっ素樹脂塗料に適用する。

補18.11.2 素地ごしらえ
ステンレス面、アルミニウム面の素地ごしらえは、補表18.10.1及び補表18.10.2による。

補18.11.3 材料
中塗り及び上塗り用いるふっ素樹脂塗装は、フルオロオレフィンビニルエーテル共重合樹脂(FEVE)の常温硬化型塗料とし、耐汚染性を考慮して三フッ化モノマー配合とする。

補18.11.4 金属系素地面の常温乾燥形ふっ素樹脂エナメル塗装(2-FUE)
(a) この項はステンレス面及びアルミニウム面の金属系素地面における、常温乾燥形ふっ素樹脂エナメル塗りに適用する。

(b) ステンレス面及びアルミニウム面の常温乾燥形ふっ素樹脂エナメル塗りは、製造所の仕様による。

補18.11.5 コンクリート打放し面の常温乾燥形ふっ素樹脂クリヤ塗り(FUC)
(a) この項は、コンクリート打放し面の濡れ肌防止用塗料の常温乾燥形ふっ素樹脂クリヤ塗りに適用する。

(b) コンクリート打放し面の常温乾燥形ふっ素樹脂クリヤ塗りは、補表18.11.4により、塗料種類及びシリコン系浸透性吸水防止材の材料規格は特記による。

補表18.11.4 コンクリート打放し面の常温乾燥形ふっ素樹脂クリヤ塗り

19章 内装工事

補2節 ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り

補19.2.1 材料
(a) ビニル床シート張り
(1) この項は、ビニル床シートの材料について追加補充するものである。

(2) ビニル床シートの材料はJIS A 5705(ビニル床材)による他、その他の床シートを含めた床シートの種類は、補表19.2.1により、材料、厚さは特記による。

補表19.2.1 ビニル床シート等の種類

(b) ビニル床タイル及びゴム床タイル張り
(1) この項は、ビニル床タイル及びゴム床タイルの材料について追加補充するものである。

(2) ビニル床タイルの材料はJIS A 5705(ビニル床材)による他、その他の床、タイル等を含めた床タイルの種類は、補表19.2.2により材料厚さは特記による。

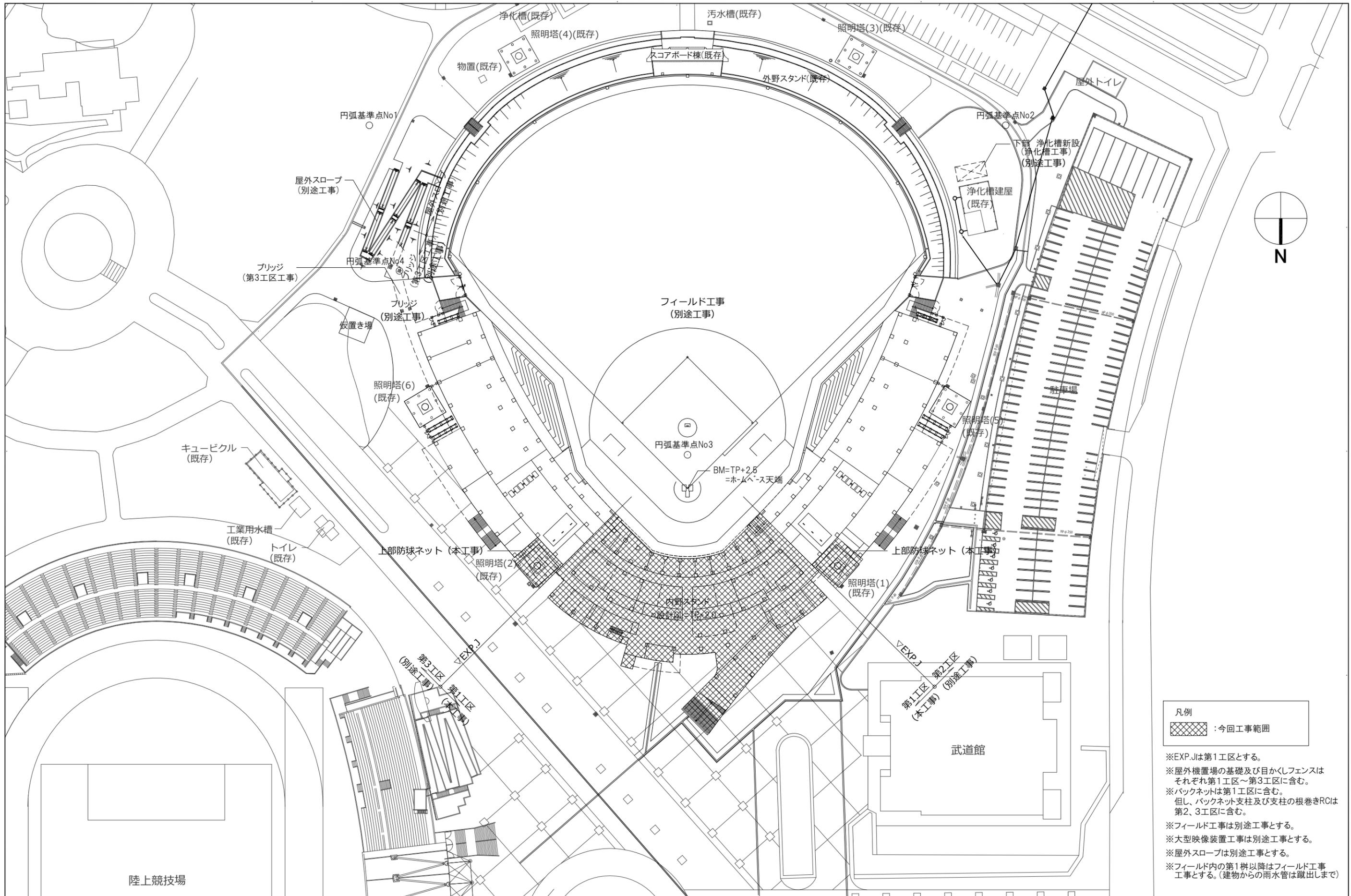
補表19.2.2 ビニル床タイル等の種類

(c) 種類、色柄、寸法、厚さ及び寸法は、特記による。

設計者、法適合確認欄、検証者、設計番号、特記

徳島県土木整備部管轄課、徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事(第1工区)

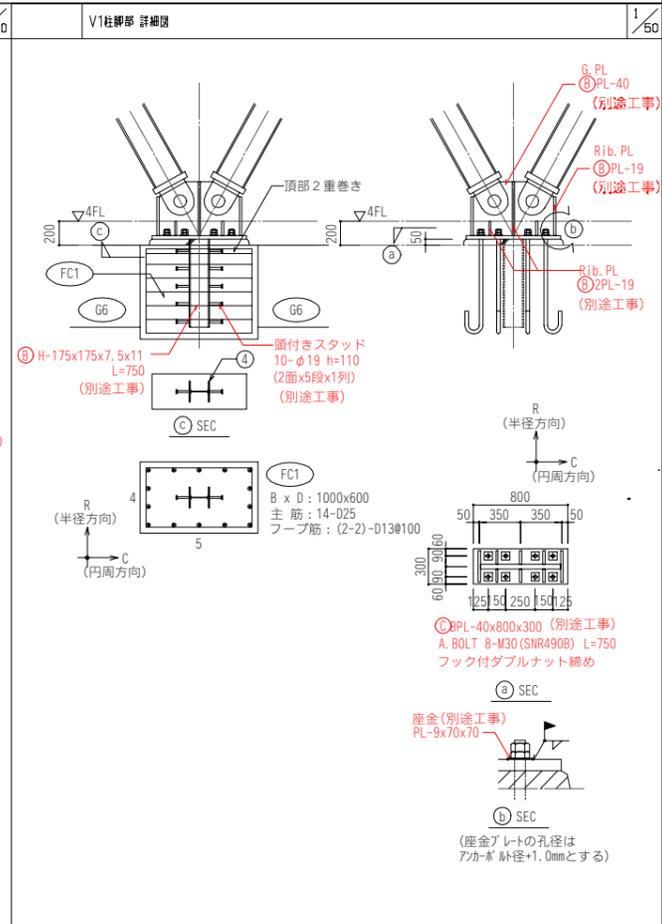
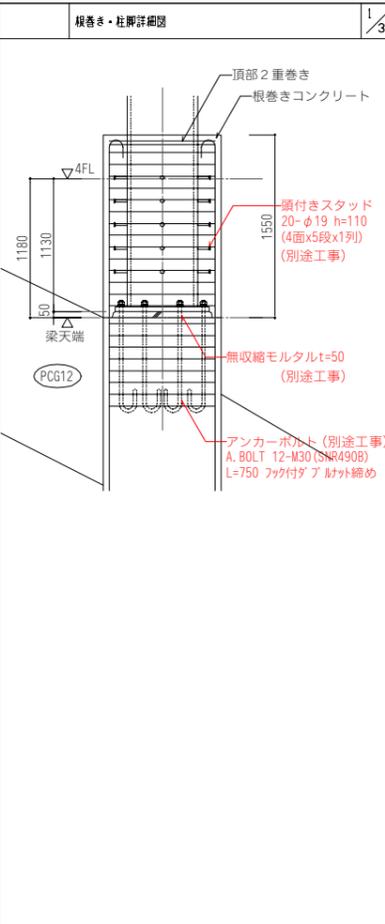
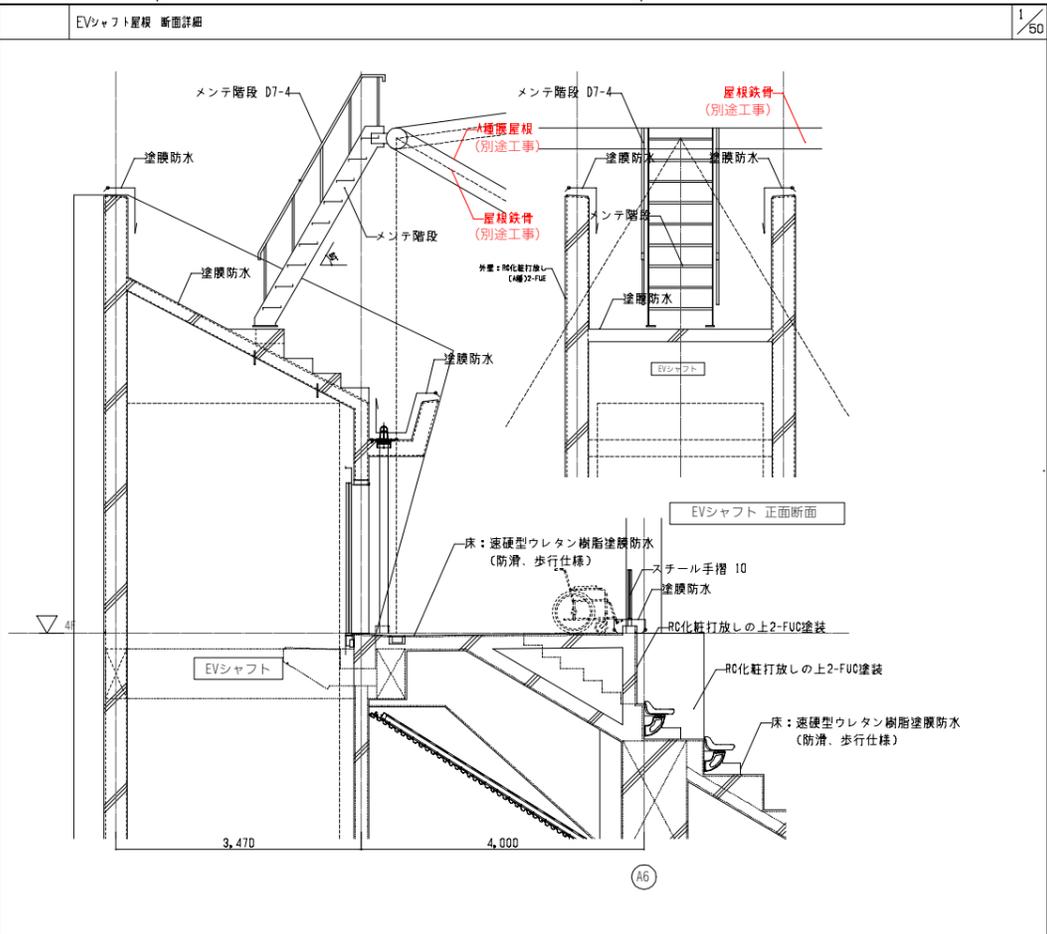
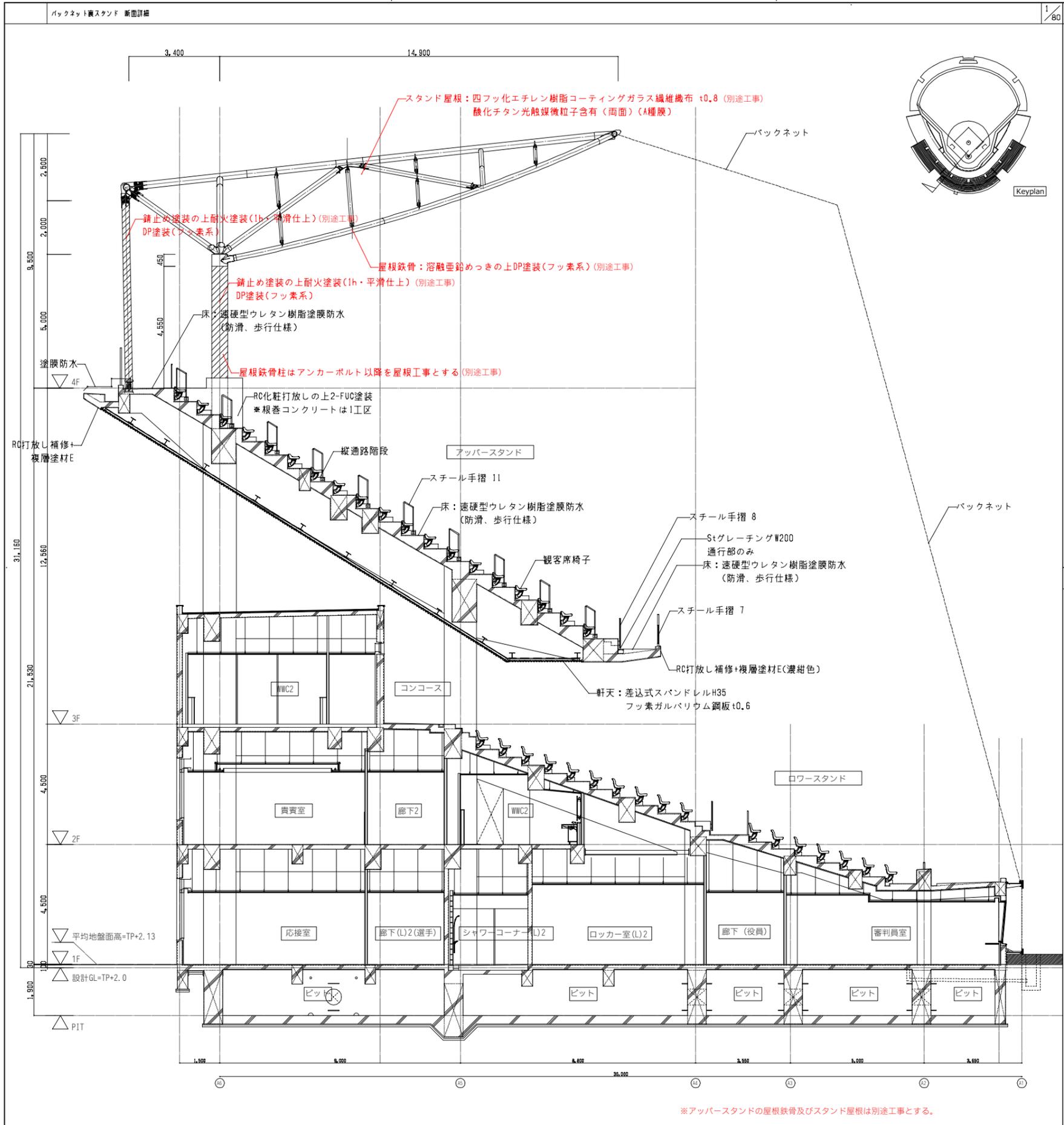
図面番号 A-017、AZUSA SEKKEI、MIYA Architect's Office



凡例  
 : 今回工事範囲

- ※EXP.Jは第1工区とする。
- ※屋外機置場の基礎及び目かくしフェンスはそれぞれ第1工区～第3工区に含む。
- ※バックネットは第1工区に含む。  
但し、バックネット支柱及び支柱の根巻きRCは第2、3工区に含む。
- ※フィールド工事は別途工事とする。
- ※大型映像装置工事は別途工事とする。
- ※屋外スロープは別途工事とする。
- ※フィールド内の第1梯以降はフィールド工事とする。(建物からの雨水管は蹴出しまで)

設計者					法適合確認	検査者	設計番号	特記	●工事名	●図面番号	 AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants 株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office 一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号
一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第386121号 山本 匡希	一級建築士 第000000号 梅垣 大雅	一級建築士 第313839号 池田 英	法務設計一級建築士 第6211号 浅山 明	外山 博文	17992	徳島県県土整備部管轄課	徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事 (第1工区)	A-018	
									●図面名	●縮尺	
									工事区分図	1/500(A1) 1/1000(A3)	



※アップスタンドの屋根鉄骨及びスタンド屋根は別途工事とする。

一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第386121号 山本 匡希	一級建築士 第000000号 梅垣 大雅	一級建築士 第313839号 池田 英	一級建築士 第000000号 高原 正行	法適合確認欄 第6211号 浅山 明	確認者 外山 博文	設計番号 17992	特記	徳島県土木整備部営繕課	●工事名 徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事(第1工区)	●図面番号 A-018-2	●縮尺 1/50, 80 (A1) 1/100, 160 (A3)	 AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants 株式会社 梓設計 関西支社 〒650-0001 徳島県徳島市東区 大塚 1-7-23 4号	 株式会社 宮建築設計 MIYA ARCHITECT'S OFFICE 一級建築士事務所 徳島県徳島市東区 1-10-5 9号
----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	---------------------------	----------------------------	--------------------------	--------------	---------------	----	-------------	---	------------------	---	---	--